

A10 持分の定めのある社団医療法人が持分の定めのない社団医療法人に移行する際、その医療法人の社員全員が持分放棄をすると、社員から持分の定めのない社団医療法人へ財産の贈与があったと認識され、それにより持分放棄した者の親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められたときは、その医療法人に贈与税が課税されることにされます。(相法 66④)

「相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるか否かの判定その他適用に関し必要な事項は政令に定める」と規定しています。(相法 66⑥)

その要件をクリアすることは相当に厳しく、多くの社団医療法人は、持分の定めをなくす際に贈与税の課税問題が生じるものと思われます。

(1) 相続税又は贈与税の負担が不当に減少することの判定 (相令 33③)

「負担が不当に減少」については、相続税法施行令第 33 条第 3 項で「持分の定めがない法人が、次に掲げる要件を満たすときは相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められないものとする」として次のように規定しています。

(ア) その運営組織が適正であるとともに、医療法人の定款や規則で、その役員等のうち親族関係を有する者やこれらと特殊の関係がある者(以下「親族等」という)の数が、それぞれの役員等の数に占める割合は、いずれも3分の1以下とする旨の定めがあること

(イ) その医療法人に財産の贈与や遺贈をした者、その法人の設立者、社員や役員等又はこれらの者の親族等に対し、施設の利用、余裕金の運用、解散した場合における財産の帰属、金銭の貸付、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと

(ウ) その医療法人の定款や規則で、その法人が解散した場合にその残余財産が国、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人(持分の定めがないものに限る)に帰属する旨の定めがあること

(エ) その医療法人につき法令に違反する事実や、帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいしたり、仮装したりして記録や記載をしている事実がないこと、その他公益に反する事実がないこと

さらに、これらの判定を具体的にするために法令解釈通達「持分の定めのない法人に対する贈与税の取扱い」(平成 20 年 7 月 8 日付)が、医療法人に対する贈与税課税の可否の判定にあたって参考となると思われます。

(2) 課税の判定時期について (法令解釈通達 17)

相続税法第 66 条第 4 項を適用すべきかどうかの判定の時期について「贈与等の時を基準としてその後生じた事実関係をも勘案して行うのであるが、贈与等により財産を取得した法人が、財産を取得した時には相続税法第 33 条第 3 項各号の要件

を満たしていない場合においても、当該財産に係る贈与税の申告書の提出期限又は更生若しくは決定の時までに、当該法人の定款等を変更すること等により同項各号に掲げる要件を満たすこととなったときは、当該贈与等については相続税法第 66 条第 4 項の規定を適用しないこととして取り扱う」と規定しています。

つまり、この通達によれば、社員の医療法人の持分放棄時には、「負担が不当に減少しない要件」を満たしていなくても、贈与を受けた財産の贈与税の申告書の提出期限（持分放棄をした年の翌年 2 月 1 日から 3 月 15 日）又は更生若しくは決定の時までに定款等を変更し要件を満たしていれば、贈与税の課税がされない旨を示しています。